

作成日：2011年1月5日

アルゼンティン共和国

特許庁の所在地：

Ministerio de Economia y Obras y Servicios Publicos, Secretaria de
Coordinacion Industria, Comercio y Minería, Instituto Nacional de la
Propiedad Industrial (INPI)

Paseo Colon 717, 1063

Buenos Aires、

Argentina

Tel : 5411 4344 4901

Fax : 5411 4343 5286

E-Mail :

Website : www.inpi.gov.ar

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (3) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (4) 世界貿易機構 (WTO)
- (5) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (6) 1989年のモンテビデオ パン アメリカン条約
- (7) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ協定 (Hague Agreement)

2. 現地代理人の必要性有無

アルゼンティン国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

Asociacion Argentina de Agents de la Propiedad Industrial
Argentine Association of Industrial Property Agents
Sarmiento 1183, 7 Piso Of. 22 1041-
Buenos Aires, Argentina
Tel & Fax: 54 11 4382 9437
Website: www.aaapi.org.ar

4. 出願言語

スペイン語以外の言語で出願できます。

5. その他関係団体

JETRO SAN JOSE
Edificio Las Terrazas A, 5 Piso Habitacion No. 507,
Plaza1
Tel: 506 2505 5645
Fax: 506 2505 5601

6. 特許情報へのアクセス

不明です。

(参考) 特許庁ホームページ <http://www.inpi.gov.ar/templates/index.asp>

特許制度

1. 現行法令について

2004年1月16日施行の改正法が現在適用されております。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

スペイン語で手続きが進められますが、出願の際には外国語による明細書等を提出することができます。

但し、この場合には、出願日から10日(Working Days)以内に宣誓書を添付したスペイン語訳文を提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。領事認証(アポスタイルによる認証)が必要です。

(5) 譲渡証 (Assignment)

提出不要です。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

- ・優先権証明書を出願日から90日以内に提出する必要があります。
- ・優先権証明書翻訳文も、出願日から90日以内に翻訳者の宣誓書を添付して提出する必要があります。

3. 料金表 (単位: アルゼンティン・ペソ (ARP))

(1) 出願料金	200
1個以上1クレーム当たり	10
(2) 審査請求料金	300
1個以上1クレーム当たり	10
(3) 期間延長料金	
最初の延長	40
2回目の延長	80
(4) 拒絶査定に対する再審査請求料金	150
(5) 特許証発行料金	
50頁まで	20
51頁から100頁まで	40

100頁以上	100
(6) 年金	
3年度	100
4年度から6年度	
・各年度当たり	140
7年度以降	
・各年度当たり	200

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されると、方式的要件、新規性等の有無について実体審査が行われます。

(1) 予備審査について

① 提出された書類が完全であった場合、提出された書類が全て期限を遵守しているか否かについて、予備審査が行われます。

② 特許庁は、必要に応じて出願書類の内容を明確にするよう、要求することができます。

この場合、出願人は180日以内に応答する必要があります。

(2) 不特許事由について

次の事由は、発明とはみなされません。

- ・ 発見や科学的理論又は算術的方法の場合
- ・ 単なる情報の提供にすぎない場合
- ・ 人体や動物に対する治療、診断方法の場合
- ・ コンピュータプログラム自体の場合
- ・ 公序良俗に反する場合

(3) 新規性について

出願に係る発明が、出願日（又は優先日）前に世界のいずれかの場所で公

表され、公衆の利用可能な状態の場合には、新規性を有しません（絶対的新規性の採用です）。

但し、次の場合には、新規性の例外が適用されます。

- ・ 出願日（優先日）前1年以内における、特許を受ける権利を有す者による発明の公表の場合
- ・ 出願日（優先日）前1年以内における、特許を受ける権利を有する者により国際博覧会に出展された発明の場合

(4) 自発補正について

出願日から90日以内に、明細書等の内容を自発補正することができます。

(5) 出願公開について

出願内容は、出願日から1年6ヶ月経過後に公開されます。

なお、早期公開の請求もすることができます。

(6) 実体審査手続きについて

- ① 審査請求制度が採用されていますので、出願人は出願日から3年以内に審査請求をする必要があります。この期限内に審査請求をしない場合には、出願は取り下げられたものとみなされます。
- ② 審査官は、対応外国出願における審査結果の写しの提出を要求することができます。この場合、出願人は当該通知の日から90日以内に写しを提出しなければなりません。
- ③ 審査において拒絶理由を発見した場合、審査官はその旨を出願人に通知し、当該通知日から60日以内に出願人は意見書や補正書を提出して、反論することができます。
この60日の期間は3回、各30日間延長を請求することができます。
- ④ この拒絶理由通知に対する応答により、なお拒絶理由を解消していないと判断された場合、出願は最終的に拒絶されます。

(7) 分割出願について

分割出願は、特許付与前に行うことができます（但し、2010年7月15日に公布されたResolution No. 147号において、自発的に分割出願するこいとができる時期が、制限されることになりました。

（詳細は、後述の留意事項を参照下さい）

なお、発明の単一性要件不備の理由が通知された場合には、当該通知日から30日以内に分割出願をしなければなりません。

(8) 不服申し立てについて

拒絶査定に不服を有する出願人は、当該査定通知日から30日以内に再審査請求をすることができます。

(9) 異議申し立てについて

特許前及び後の異議申し立てについての規定はありません。

但し、特許後、無効審判を請求することができます。

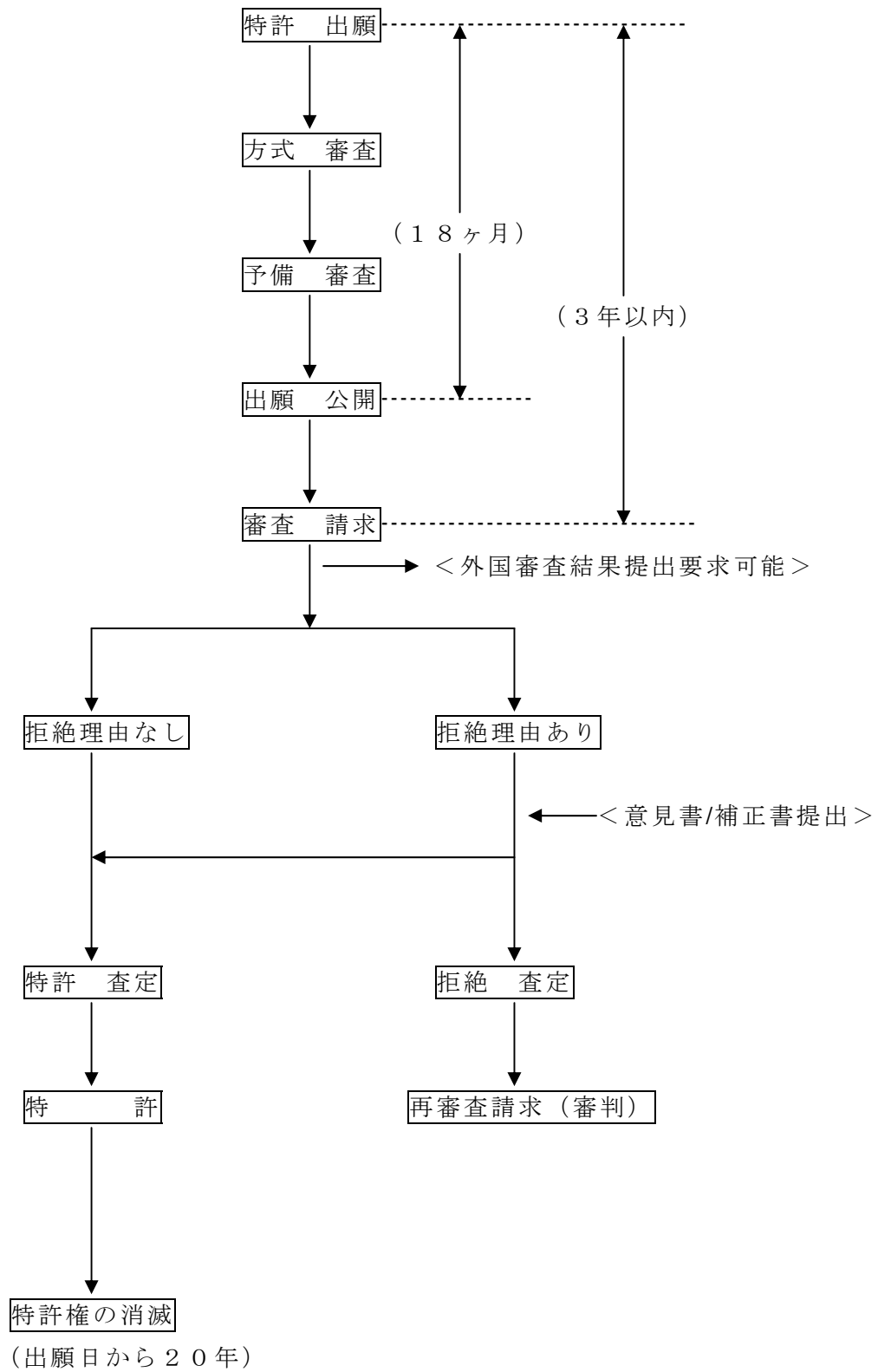
なお、出願公開された場合には、公開された日から60日以内に何人も情報提供をすることができます。

(10) 特許付与について

特許要件を満たしていると判断された場合、特許を付与すべき旨の決定がなされます。

特許付与通知に対して、必要な特許料金を納付することにより、特許が登録原簿に登録され、特許権が発生します。

出願から特許権の消滅までのフローチャート：



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権存続期間は、出願日から20年です。
特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 特許付与後に年金を納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

アルゼンティンはPCTに加盟しておりませんので、PCT出願により発明の保護を求めることができません。

11. 留意事項

1. 出願の際

- (1) アルゼンティン出願が決定された場合、英語による明細書等を早めに作成し、現地代理人が時間的余裕をもってスペイン語に翻訳できるよう、留意して下さい。

上述しましたように、出願の際には英語による明細書等の提出でもって出願日を得ることができます。

しかしながら、スペイン語翻訳文は出願日から10日以内 (Within 10 working days) に提出しなければならず、翻訳するための時間が十分とはいえません。

従いまして、当初からスペイン語の明細書等により出願することができるように、優先期間の遅くとも1ヶ月前までには、英語の明細書等を現地代理人に送付し、スペイン語の翻訳文作成のための時間を現地代理人に与えるように留意すべきでしょう。

- (2) アルゼンティン国を含め、南米諸国に出願をする場合に、各国の現地代理人によって、提出すべき書類の内容が異なる場合が間々あります。
従いまして、このような場合に直面した場合には、法律上どのように規定されているのかを、確認しつつ手続を進めるよう、留意して下さい。

2. 出願後審査中

上述しましたように、自発的な分割出願は原出願が特許庁に係属中に行うことができます。

ところが、最近現地代理人から得た情報によりますと、その時期が大幅制限されることになりました(2010年7月15日から適用される Resolution No. 147)。

但し、この Resolution の内容に不明確な点があり、定かではありませんが、主な内容は次のようになっております。

- (1) 自発的な分割出願は“Basic Examination Report の発行日まですることができる”とのことです。

アルゼンティンにおける予備審査後の所謂“Office Action”は次のように3種類からなっております。

- ① Clarification prior to basic examination report
- ② Basic examination report
- ③ Report prior to final rejection

上記から、“Basic Examination Report”とは、審査官の義務的ではないとされている①の Clarification prior to basic examination report を意味するのか、又は通常の特許要件不備の場合に発行される②の Basic examination report を意味するのか、が定かではないとされております。

- (2) 自発的な分割出願の時期的制限が適用される、現在出願係属中の出願について：

以下のような扱いになるとの情報を、現地代理人から得ております。

- ・ 2010年7月15日以前に出願された出願については、従前の規定が適用される。従いまして、出願が係属中に分割出願をすることができる。
- ・ 2010年7月15日以降の出願については、“Basic Examination Report”の発行日までに、分割出願をすることができる。

実用新案制度

1. 現行法令について

2004年の改正実用新案法が適用されています。

2. 実用新案出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、
国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)

(3) 図面 (Drawings)

図面は、必須書面です。

(4) 委任状 (Power of Attorney)

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

3. 料金表 (単位: アルゼンティン・ペソ (ARP))

(1) 出願料金 100

(2) 審査請求料金 150

(3) 期間延長料金

・最初の期間延長 20

・2回目の期間延長 40

・3回目の期間延長 75

(4) 登録証発行料金 10

・51頁から100頁まで 20

・100頁以上 50

(5) 年金

・1年度から3年度 (各年度当たり) 50

・4年度から6年度 (各年度当たり) 70

・7年度から (各年度当たり) 100

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

実用新案登録出願は、一般的に無審査で早期登録の観点から出願公開制度は採用されておきませんが、アルゼンティンでは、審査請求制度及び出願公開制度が採用されております。

従いまして、特許出願とほぼ同様な手続となっております。

但し、進歩性の判断は、発明ほど高度性は要求されません。

(1) 実用新案法の保護対象

物品に関する新規な形状、装置、構造や配列について保護を受けることができます。

従いまして、方法については保護を受けることはできません。

(2) 新規性について

出願日（又は優先日）前に、公然知られ、開示されていないことが必要です。

なお、実用新案登録を受ける権利を有する者により、実用新案にかかる主題が出願前に公表された場合であっても、当該公表日から6ヶ月以内に出願すれば、新規性は喪失していないとみなされます。

(3) 実体審査について

① 実体審査を受けるためには、出願日から3年以内に審査請求をする必要があります。

② 出願内容は、出願日（又は優先日）から1年6ヶ月後に公開されます。

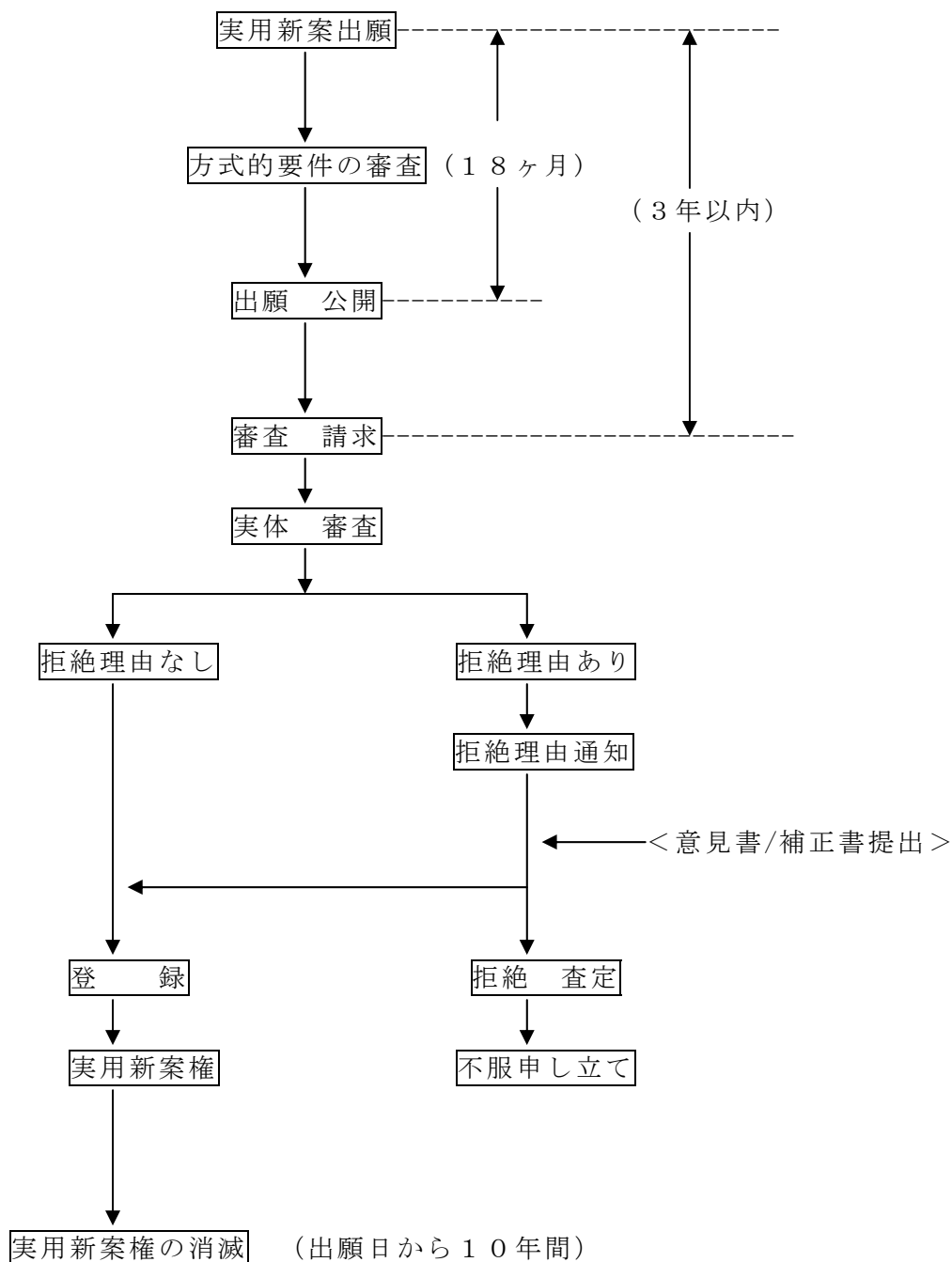
③ 審査の結果、登録要件を満たしていると判断された場合は、登録され実用新案証が発行されます。

④ 一方、登録要件を満たしていないと判断された場合、出願人に拒絶理由通知が発行され、出願人は所定の期間内に意見書や補正書を提出することができます。

⑤ なお、出願人は、実用新案出願から特許出願へ出願変更をすることができます。

自発的に出願変更をする場合には、出願日から90日以内に変更する必要があります。

出願から実用新案権の消滅までのフローチャート：



9. 存続期間及びその起算日

出願日から10年です。実用新案登録後、年金を支払う必要があります。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

不明です。

1 1 . PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
特許出願の場合と同様です。

1 2 . 留意事項

特許出願の場合と同様です。

審査請求制度が採用されていますので、留意して下さい。

意匠制度

1. 現行法令について

現在は1965年8月27日施行の意匠法が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書：出願人の住所、名称、意匠に係る物品名、優先権情報。

(2) 委任状：公証、領事認証が必要です。包括委任状制度もあります。

(3) 明細書：意匠を適用する工業製品を明確に記載し、意匠の形式又は様相についてのみ言及します。図面について、正面図、背面図などのように図面の形式を記載します。物品名は、願書の記載と一致させる必要があります。なお、請求の範囲（クレーム）を記載する必要はありません。

(4) 図面：公知部分があれば、新規部分と区別するため破線又は細線で表示します。斜視図を主図面として、配置図又は構成要素の詳細を付加することができます。

(5) 譲渡証書：譲受人が出願人の場合に必要です。譲渡人、譲受人の双方の署名と公証、領事認証が必要です。

(6) 優先権証明書：出願日から90日以内に提出する必要があります。

(7) 優先権翻訳：出願日から90日以内にスペイン語翻訳を提出しなければなりません。

3. 料金表（単位：アルゼンティン・ペソ（ARP））

(1) 出願	80
(2) 指令応答	30
(3) 行政不服申立て	50
(4) 意匠登録証発行	40
(5) 更新出願	
* 1回目	80
* 2回目	80
(6) 譲渡登録	
* 出願係属中	30
* 登録後	50
(7) 調査手数料	100

4. 料金減免制度について（存在する場合）

料金の減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

意匠出願については方式審査のみで、新規性等の実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されていません。

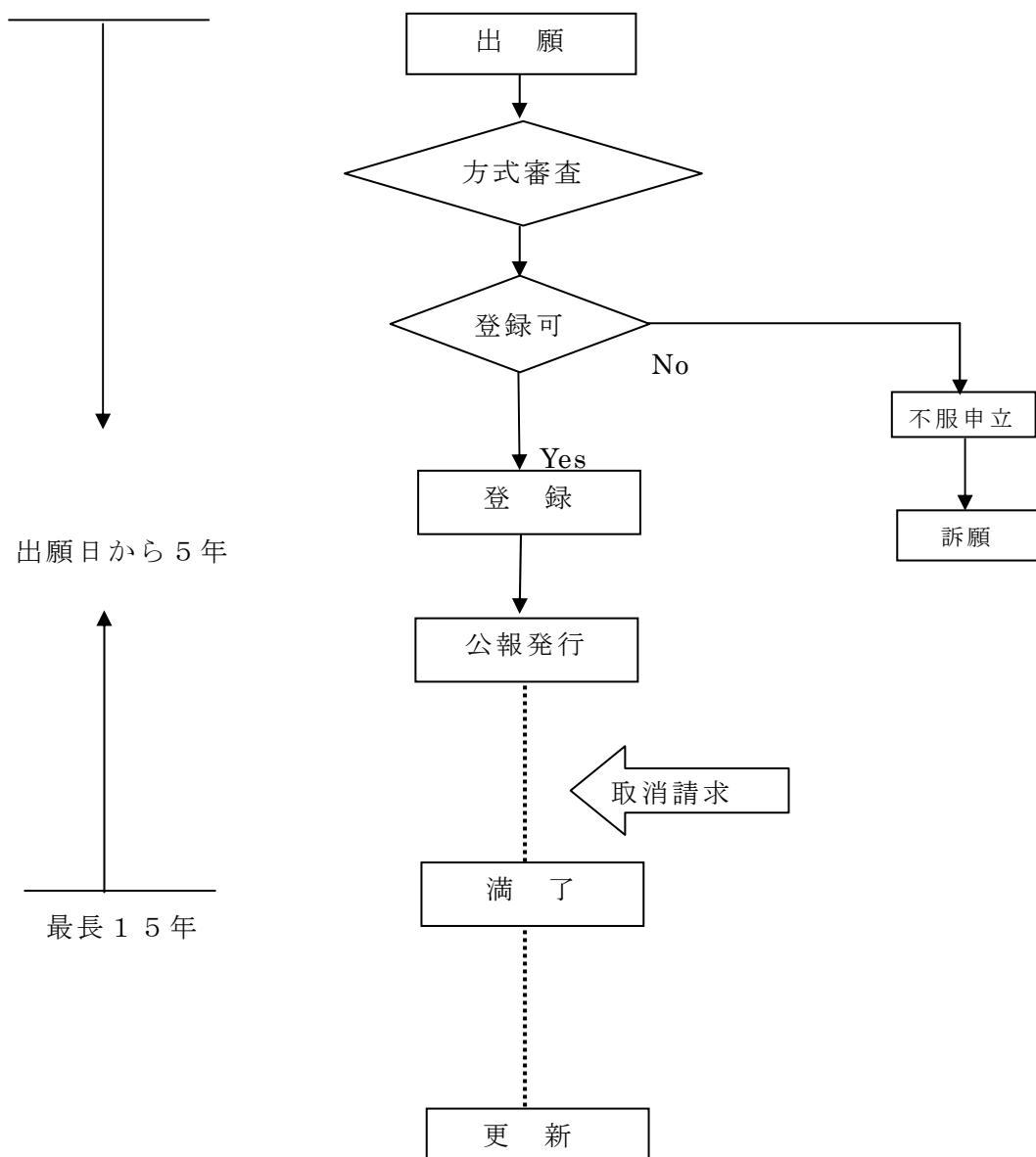
8. 出願から登録までの手続きの流れ

意匠出願は、方式的要件に合致しているか否か、不登録事由に該当しないか否かについてのみ審査され、新規性等の実体要件についての審査は行われません。また、異議申立制度は採用されていません。

出願が拒絶された場合には出願人の選択により、特許庁に対して、15日以内に不服を申立てることができます。特許庁の決定に不服の場合には、国家経済省に不服申し立てができます。出願が許可されると、登録され公報に公告されます。

<不登録事由>

- 1 先行意匠と比較して新規の外観を有していない意匠
(新規性についての審査は行われませんが、出願前に国内外で刊行物に記載された意匠、公然実施された意匠は新規性がないものとされます)
- 2 特別な形状が当該製品の機能から必然的に生じる意匠
- 3 既知の意匠の色彩を変更したにすぎない意匠
- 4 工業的に利用できない意匠
- 5 公序良俗に反する意匠



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

意匠権の存続期間は、出願日から5年です。出願人の請求により2回更新が可能ですので、最長で出願日から15年となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 定義

意匠とは、工業製品に適用される物品の形状若しくは外観であつて、装飾的特徴を有するものとされています。平面的なもの（例えば壁紙など）も意匠の対象となります。

（２）存続期間の更新

最初の存続期間（５年間）の満了前に更新出願を行うことにより、２回更新することができます。更新出願を行うには、①願書、②委任状（公証、領事認証が必要）、③原登録証（裏書するため）、④所定手数料が必要となります。

更新出願は、存続期間の満了前９ヶ月～６ヶ月の間（３ヶ月間）に行わなければなりません。

（３）登録の取消し

利害関係人は、登録後５年間は、管轄裁判所に対して意匠登録の取消しを請求することができます。

商標制度

1. 現行法令について

現在は1981年2月1日施行の商標法が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書：

①出願人の住所及び名称。

②優先権を主張する場合には、基礎出願の日付と国名。

③商標の種類を表示（文字商標、図形商標、混合商標）。混合商標の場合には、
称呼される名称を記載する必要があります。

④国際分類の区分、商品・サービスの表示

T：区分の全商品・全役務を指定する場合の表示です。

E：区分のある特定の商品・役務を除外する場合の表示です。

S：区分のある特定の商品・役務を指定する場合の表示です。

(2) 委任状：公証、領事認証が必要です。

(3) 商標見本8通。

(4) 優先権証明書及び優先権翻訳：出願から90日以内。

(5) 同意書：商標に他人の氏名、肖像などを含む場合。

★アルゼンティンでは多区分出願は認められていませんので、一区分ごとに出願をしなければなりません。

3. 料金表（単位：アルゼンティン・ペソ（ARP））

(1) 出願 100

(2) O A 応答 30

(3) 延長請求

* 1 回目 20

* 2 回目 45

* 3 回目 60

* 最後の延長 50

(4) 異議申立 50

(5) 再審抗告

* 拒絶決定 75

* 放棄決定 40

(6) 更新 100

(7) 譲渡登録

* 出願中 30

* 登録後	50
(8) 調査手数料	
* 1区分のみ	30
* 8区分(役務)	90
* 34区分	150
* 42区分	200

4. 料金減免制度について(存在する場合)

料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

商標出願が方式要件を具備した後に、商標出願は出願公開されます。公開日から30日以内に利害関係人は異議申立てを行うことができます。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

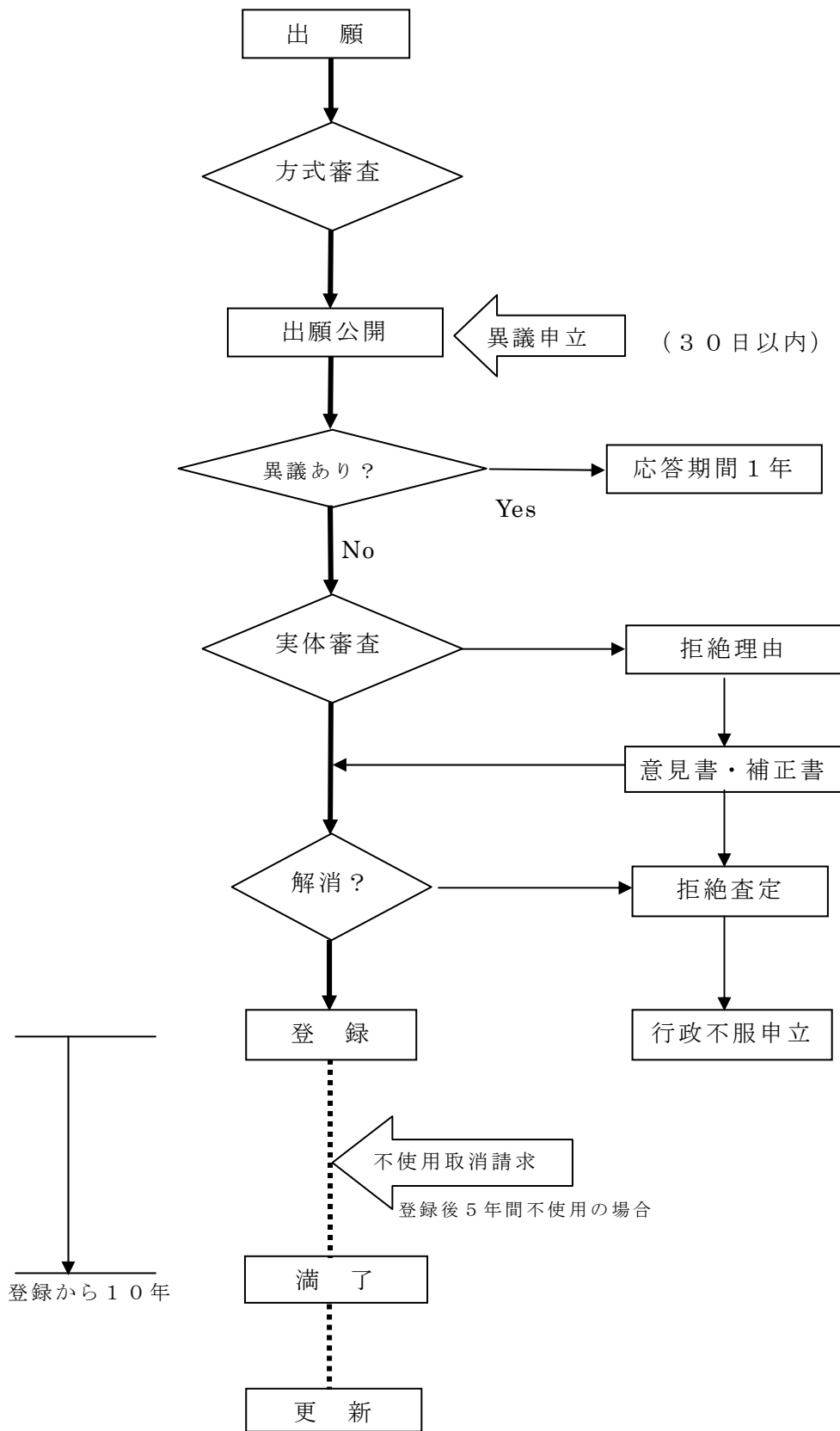
8. 出願から登録までの手続きの流れ

商標出願は、方式要件を具備すると、商標公報にて出願公開されます。出願公開から30日以内に利害関係人は異議申立てを行うことができます。異議申立てがあった場合には、出願人には異議を克服するための機会(意義申立ての取り下げ交渉など)が与えられます。この期間は1年で延長不可は認められません。

商標出願が登録要件を満たしていない場合には拒絶理由が通知され、意見書、補正書提出の機会が与えられます。登録要件を満たしている場合には商標登録されます。主な不登録事由は以下の通りです。

<不登録事由>

- 1 通常使用される商品・サービスの品質、機能等を表示するにすぎない標章
- 2 キャッチフレーズ
- 3 商品から必然的に生じる形状
- 4 先行商標と同一・類似の標章
- 5 商品・役務の品質等について誤認されるおそれがある標章
- 6 公序良俗に反する標章



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

商標権の存続期間は、登録の日から10年です。存続期間は更新出願により10年毎に更新することが可能です。更新出願は、存続期間の満了前6ヶ月以内に行わなければなりません。更新出願についての猶予期間はありませんので、この期間を過ぎると更新することはできませんので注意が必要です。

更新出願の際には、使用に関する宣誓書を提出しなければなりません。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標として登録可能なものとしては、単語、図形、紋章、モノグラム、肖像、色彩、文字、数字などがあります。

包装紙、包装容器については、独創性があれば登録が認められます。キャッチフレーズも独自性、識別性、創造性、個別性があれば登録されます。

12. 留意事項

(1) 存続期間の更新

商標権の存続期間は、その満了前6ヶ月以内に更新出願を行うことにより、10年毎に更新することが可能です。更新出願の際には、以下の書類が必要となります。

① 願書4通

② 委任状（公証及び領事認証が必要です）

③ 商標見本8通。但し、文字商標の場合には商標見本は不要です。

④ 使用宣誓書

存続期間満了前5年以内に登録商標が使用されている旨、及び使用に係る商品・役務を特定しなければなりません。「使用」についての定義規定はないが商業的に使用することと理解されているので、製品の売買、サービスの提供、活動組織の名称の一部として使用されていれば更新は認められるようです。したがって、名目的な使用の場合には更新は認められません。

(2) 不使用取消制度

正当な理由なく、訴訟提起前5年以内にアルゼンティン国内で登録商標が使用されていない場合には、利害関係人は登録の取消し訴訟を提起することができます。